霞ケ浦地区霞西一号桟橋

陸上電力供給設備設置工事(その2)

図面番号	図面名称	縮尺
E-01	電気設備工事特記仕様書(1)	N·S
E-02	電気設備工事特記仕様書(2)	N·S
E-03	電気設備工事特記仕様書(3)	N·S
E-04	電気設備工事特記仕様書(4)	N·S
E-05	付近見取図	N·S
E-06	配置・平面図	1/100 1/1000
E-07	分電盤結線図	N·S

建設資材の資達にあたっては、権力集内の取り扱い業者から購入するよう努めること。 三重集リサイクル製品品用推進条押に基づく認定製品を使用すること。ただし、認定製品が入手できない場合は、監管製品の協議は、20 (総定製品の品名、また、10 を製品と今工事で使用する場合は、三重集リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用する よう10記載と今工事で使用する場合は、三重集リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用する (認定製品の品名:間欠材製工事用バリケード・看板・構示板・ガードフェンス・) 工事仕様 ・工事範囲 主な工事範囲は、下記の○印のついたものである。 電気設備工事特配仕様書 (包含工事の場合、◆印の項目及び事項については受注者の業務内容に含むものとする。) 工事概要 1 工事名称 <u>陸上電力供給設備設置工事(その2</u> してはならない。
2) 「諸廷別・元立っ、 選定の経補となる重者について社会保険等の加入状況を確認し、適用除外でないにも関わらず社会保険等が 未加入てある場合には、 早界に加入手続きを進めるよう指導を行うこと。 3) 受注者は、 施工体制金修・再下諸岳知書の「健康保険等の加入状況」欄により下請業者が社会保険等に加入しているかどうかを確認 すること。また、免注者が加入状況を証明する番類の提出又は提示を未わた場合、速やかに対応すること。 機器等 工事範囲 配管 2. 工事場所 三重県四日市市霞一丁目 地先 金属 管 合成樹脂管 ダクト 埋 設 金属 管 合成樹脂管 ダクト ラック 共通仕様

通用

図画及以特別仕様書に記載されていない事項については下記による。 (集新のものを適用)

三重規分共工事共通仕様者

三重規分共工事共通仕様者

三重規定がは事実務の併

同立立通常が同言が言葉情報を終「小大技装工事事選仕様者」 (建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編)

同立立通常が同言が言葉情報を終 (小技技装工事事選仕様者) (電気管備工事編・機械設備工事編)

同立立通常が同言が言葉情報を終 (小技技装工事第選仕様者) (電気管備工事編・機械設備工事編)

同立立通常が同言が言葉情報を終 (小技技装工事編 中国 (電気管備工事編・機械設備工事経理指針)

同立立通常が同言が言葉情報を終 (小技技を改修工事編単作機者) (建設工事編・電気設備工事 (規模設備工事編 地域投資工事組) (主文通常公民宣言書で宮護術態を (小技技を改修工事編単作機者) (建設工事編・電気設備工事 (機械設備工事編) 電気設備工程 (関する技技経事を定める省令 (電気設備技術基準)

電気設備に関する技技経事を定める省令 (電気設備技術基準)

電気工事と表表の適立 化に関する法律

「電気工事と表表の適立 化に関する法律 建物概要 17. 機器類の能力等 機器類の能力、容量等(電動機出力は除く)は原則として表示された数値以上とする。 工事種目 用途区分 本工事に使用する鋼材は鋼材検査証明書を提出すること。 18. 鋼材検査証明書 建物概要 構 造 階数 延べ而精(㎡) 消防法施行令別表第一 電力 電灯設備 ◆19. 工程表 関連業者間にて十分協議し実施工程表、月間工程表を作成して監督員に提出すること なお、月間工程表には埋設・隠蔽・高所等の施工確認項目の該当時期を印すること。 一号桟橋 動力設備 ◆20. 工事写真 営繕工事写真撮影要領(平成28年版)に従い撮影すること。 ◆21. 施工条件 監督員及び関係部局と協議調整し決定すること。 1)施工可能日 雷保護設備 接地設備)) 電気工事士法 労働安全衛生法 消防関連法規(条例・所轄署指導要領を含む。) 受変電設備 指定なし ○一部指定あり(振動・騒音等作業、重機搬入等入退場、停電作業等) 指定あり 指定時間((())時~(())時 ○打ち合わせによる その他(電力会社供給 約款 その他関連法令、関連諸基準 (延べ面積は建築基準法による表質 電力 直流電源設備 工事種目 主な工事種目は、下記の〇印のついたものである。)) 一般共通事項 下記の該当する項目を適用する。また、特記事項において選択する事項は、●印のついたものを適用する。 指定時間 (() 時~ () 時 **○**打ち合わせによる 3) 概成工期 適用する (工事期日より () 日前) **○**適用しない 4) その他 場 工 事 種 目 流無停電 電源設備 項目 一号栈橋 屋外 備考 1) 工事の詳細については、本設計図画及び仕株書による他、上記各施工基準に準拠し監督責指示の下に入念かつ該案に施工すること。 ②設計円書に定められた内容、現場の始まり、取り合い等の不明な点や施工上の困難・不都合、図画上の線 記及び経理論れ事に起因する問題点とは経験、設計図書のとおりに施工することで将来不具合が発生しうる と考えれる場合については、その原理、監督とは譲ずること。 なお、設計図書のとおりの施工であっても使用上の不異合が発生した場合は、協議のうえ改善策を講じる 埋蔵文化財の調査が行われる場合は協力すること。 ・発掘調査等の実施あり ●発見された場合、発掘調査等の実施あり 電力平準化用 蓄電設備 動力設備 0 分散電源环啡 部分引渡し等がある場合は協力すること。 部分引渡しの予定あり 部分使用の予定あり 雷保護設備 "ィーゼル 発電設備 接地設備 工事施工のに事故が発生した場合には産ちに監督員に通報するとともに、所定の様式により工事事故報告書 を監督員が指示する期目までに、監督員に提出しなければならない。 なお、事故発生後の措置について監督員と協議を行うとともに、当該事故に係る状況聴取調査、検証等に協 力すること。 ◆24. 事故の発生時 受変電設備 ガスエンジン 発電設備 電力 直流電源設備 2. 技術検査 中間技術検査 実施回数 回 実施する段階(17 30 に 1 消損機制 (使円以上の工事について、再生資源の利用又は接股制度物の敷出がある場合、受注者は工事の券 手までに「再生資源利用計画書」(建設資材を搬入する場合)及び「再生資源利用促進計画書」(建設制度 砂を製出する場合)を拡工計画に促じ込んで登録目に関いる。 また、工事が変更以は完了した場合には「再生資源利用返售書」(建設資材を搬入した場合)及び「再生 環瀬利用促進業能書」(健設資施や敷出した場合)を作成し、整備日度出する。 なお、計画書及び実施書の提出とともにJACICが運営する「建築制度物精袋交換システム」へのデー タ入力も物せで行う。 ◆25. 建設副産物 交流無停電電源設備 低騒音型、低振動型の建設機械の使用に努めること。 施工中の安全確保 及び環境保全 電力平準化用蓄電設備 太陽光 発電設備 分散電源エネルギーマネジメントシ 重県建設工事請負契約書第52条第1項の規定により、火災保険、組立保険又はその他の保険等に加入し、その 入証券等を提示しなければならない。 工事目的初及化工事材料(支給材料を含む) 工事用的初及化工事材料(支給材料を含む) 工事経済を受けれた加入し、元表引騰しまでの関 原則として指数金銭に相当する機 ◆4. 火災保険等 風力発電設備 発電 ディーゼル発電設備 2)請負額1億円以上の工事について、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に従い、再資源化等が完了した後に報告書を提出すること。 ガスエンジン発 電設備 その他 発電設備 1) 引き渡しを要するもの ガスターピン発電設備 設置する足場については、「手手り先行工法等に関するガイドライン」(厚生労働省 平成21年4月)により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び帰木の機能を有する足場と し、足場の間で、緑料又は変更の作業は、「手ずり光行工法による足場の組立で等に関する基準」の2の(2) 手ずり経置力式又は(3)手ずり先行専用足場方式により行うこと。 ♦ 5. 足場 通信 構内情報 通信網設備 太陽光発電設備 風力発電設備 構内交換設備 その他発電設備 本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が現税対象となった場合には完成年度の翌 年度の4月1日から9月31日までの間に三重規産業廃棄物で支払い請求書に産業廃棄物税納付証明書を添付し 6該1年の免責品に対して支払前来を行うことがきる。 なお、の期間を担えて請求することはできない。 また、産業廃棄物処理事務を「でニフェストの数量の集計)を超えて請求することはできない。 情報表示設備 通信 構内情報通信網設備 情報 構内交換設備 映像·音響 設備 情報表示設備 一般電気工作物 自家用電気工作物 ❷事業用電気工作物 7. 電気工作物の種類 拡声設備 映像 音響設備 8. 電気工事士 電気工事士法の区分により施工するものとし、契約電力が500kll以上の電気工作物においても、第一種電 工事士により施工するものとする。 拡声設備 誘導支援設備 1)非常用子機免電設備の工事別責任者は、自家用発電設備専門技術者据付工事部門(K)の有資格者とする。 また、非常用子報象電工事に従事する者は、非常用子備発電装置の工事に係る「特殊電気工事資格者認定 話」の交付を受けた者とする。 2)太陽光発電設備の設置工事等に従事する者は、太陽光表電システム設置工事に関する研修事業(一般社団 法人太陽光光電設備の設置工事等に従事する者は、太陽光表電システム設置工事に関する研修事業(一般社団 法人太陽光光電設備の設置工事等に従事する者は、太陽光表電設備の設定者が実施する場合工士の資格を書する者でする。 3)消防波線の工事に従事する者は、島路設備に関する年維防設権工の資格を書する者でする。 4)電話設備、その地施工に資格が必要なものにあっては、関係法令に基づいた有資格者を配置し、施工するものとする。 9. 有資格者の配置 誘導支援設備 | 工事||写真は「営繕工事に係る電子納品マニュアル(デジタル工事写真編)」等に基づき電子媒体も提出す テレビ共同 受信 設備 テレビ共同受信 設備 レビ電波障害防除設備 テレビ電波 障害防除設備 監視カメラ設備 監視カメラ 設備 駐車場管制設備 10. 電気工事業の業務 の適正化に関する法 実項を記載した機能を掲げなければならない。 コースの選手、着工、完成にあたり、関係官公舎への必要な届出、手続き等を遅滞なく行う。 なお、当該手続きに係る費用は受注者の負担とする 、消防股債関係 電気工作物関係 受電関係 連信関係 建設工事関係 その地(防犯·入退室管理設備 28. 官公署への手続き 駐車場 管制設備 自 動火災報 知設備 自家用電気工作物等で電気主任技術者が退任されている施設で工事を行う場合は、電気保安技術者を退任し 電気主技術者に工事内容の設明を行い、指導を受けるものとする。 また、工事周囲の電気工作物の保安業終も行い 11. 電気主任技術者と の服整 防犯・入退室 管理 設備 自動閉鎖 設備 29. 消防法関係の 手続き 1)海泉器に係る消防用設備等設置届出書の作成 - 末工事 (建築工事 電気設備工事 機械設備工事) 別途工事 2)終火対象物使用開始届出書 書類の作成(電気設備因画の作成及び電気設備に関する部分の記入)を行うこと。 非常警報 股備 自動火災 報知設備 ガス漏れ.火災警報設備 自動閉鎖 設備 中央監視 制御設備 ◆30. 工事用仮設物 構内への設置 ❹できる(施設管理者と協議) できない 1) 本工事に必要な工事用電力、水等の費用は受注者の負担とする。 2) 本工事に新規受電表には既設電波回路に接続し、通電した時から工事の範囲の電力料金も本工事に含まれ また、本受電ぐ 引援しまでの電気主任技 将車の設定及びこれに伴う費用負担 4本工事に含まれる。 ◆31. 工事用電力、水 その他 非常警報 股備 構内配電線路 0 32. 工事中等の保安管 新築、増築等で自家用電気工作物の範囲が変更になった場合、工事着手から引渡しまでの電気保安管理等に かる費用は本工事に含まれる。 ガス漏れ 火災 警報 設備 構内通信線路 その他 大型機器、重量物等の樹入前に、撒入経路の有効寸法(屏、天井高さ、撒入経路上の曲がり等)、障害物 反爆等)、養生方法、進送車両、撫重機械、搬入機械の種類、台数及び数量、雨天の場合の処置、受入検査 刃法等をお扱い監督員に提出する。 33. 搬入計画 中央監視 制御設備 13. 施工計画等 医療 関係 設備 34. 製品確認 発注者及び受注者の協議により仕様を決定し、製作するような規格品でない製品並びに監督員が指定する製 aについては、試験及び検査等を行う機器が整備された施設内において、監督員等が製品の確認をするものと 構内配電線路 0 0 35. 機材等の検査及び 検査及び試験を行うべき機材等は、設計図書によるほか、監督員の指示による。 試験 ◆6、不当介入を受けた場合の物態 乗力団具等による不当介入(三里県公共工事等基力団等排除措置要網第2条第1項第14号)を受けた場合の措置について (1)受注者はおの団具等(三里県公共工事等表力団等排除措置要網第2条第1項第12号)による不当介入を受けた場合は、新聞として くれる拒否するとともに、不当介入があった時点で進せかに三里県野林本郎(画籍を行うとともに、接定上必要なは力を行うこと は、近年にから、三里県野林の店主義を行うともに、接定上必要な協力を行った場合には、建かかに発生活は報告すること。発注者への 報告は必要なはある円分である。 (3)受注者は暴力団具等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。 構内通信線路 36. 完成確認及び完成 検査時等の電源確保 機器の動作確認、電圧、極性、相回転等確認できるように電源を確保すること。 37. 完成時の操作説明 タイマ、総合盤、動力盤等操作の必要な機器については、使用開始前に操作説明を行うものとする。 また、必要に応じて操作説明書、操作注意事項書を作成し、機側に備えるものとする。 14. 品質計画 品質計画については、監督員の承諾を受けること。 「機器等」には、スイッチ、コンセント等の器具類を含む。 「配官等)及び「配線等」の「全属管」には、金属線びを含む。 「配は等)の「理窓」には、金属管理窓、合成樹脂管理窓を含む。 「配は等)の「理窓」には、金属管理窓、合成樹脂管理窓を含む。 「配線等」の「厚窓等」は、ケーブルの「ちょう架」、「吊り」、「ころがし」、「架空」等による配線及びケーブル、D V線等による架を配像とする。 また、必要に応して保存以前金、保存に基準・場金で作成し、機関に構なるのとうる。 県工事の第二に当ちり、工事製産代養用し、実は服力させる庫面(複数材の製出人工順を含む。)並びに建 設機株等の燃料として、不正軽途(地方投送車14条の22(製造事の承認を受ける概整等)の規定に進反する燃 身という。)を使用してはならない。 受送者は、最大使用機体の採減職を行う場合には、その順産に協力しなければならない。また、受法者は 下部投書等に同盟をに協力するとう管理及び監督しなければならない。 安法者は、不正軽油の使用が明めした場合は、迷心がに差止措置を関いなければならない。また、受法者は 下流接着等に下土軽油の使用が明めした場合は、迷心がに差上措置を関いなければならない。また、受法者は 下流接着等に下土軽油の使用が明め、比場的は逆心が、遅上措置を関いなければならない。また、受法者は 15. 測定機器の校正等 試験に使用する計測器類は2年以内の校正証明書(写)又は有効期限内の精度保証書(写)等を提出する。 ▶7. 総合評価方式 総合評価方式の工事において、技術提案の不履行があった場合は、本工事の完成年度の翌年度に総合評価方式で発注する案件(以下「発注 工事」という。)で、責社の評価点において発注工事の技術評価点(満点)の1割を減点する。また、同一年度に複数工事で不履行があった場合は不履行工事件数に応じて、発注工事の技術評価点(満点)を減点する。 16. 機材等 8実空に毛球とする。 「機器等」の「設置」には、増設、取替を含む。 「機器等」、「配管等」及び「配線等」の「脱着」には、移設、取外し保管を含む。 ※ 8. 主任技術者 及は監理技術者の毎任を要しない期間(国総建第74号 平成21年6月30日 国土交通省総合政策局建設業課長)

(1) 現場施工に選手するまでの期間。 (国際連手 25年の期間 (国際連手 25年の展生を要しない期間 (国際連手 25年の展生を要しない現では、主任 25年の開催 35年の開催 (現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間) については、主任 45年の開発 75年度は 15年の日本の事件を要しない。なお、現場他工に着手する日については、議員契約締結後、監督員との打合せにおいて定める。
(2) 接監察 (26 必期間) 39. その他 設計図書に定められていない事項は監督員に報告し、指示を受けるものとする 打会世において定める。 (2) 検査終了後の期間 工事完成接検査が終了し(発注者の都会により検査が遅延した場合を除く。)、事務手続後片付け等のみが残っている期間については、 主任技術者以は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通为 した日とする。

製図

2017.3.

2. 施工仕様 下記の該当する項目を	適用する	6。また、特記事項におい	て選択する事項は、「	●印のついた	ものを適用す	る。	
項目	特 記 事 項						
1. 既設設備等の調査	既設設備等の改修を含む場合、他の設備、施設運営に影響をきたさないよう、現地工事着工前に充分な調査						
	を行うこと。 (1)地中埋設管路 1)項 目 埋設配管 構造物 その他()						
	2)	研査範囲 埋設ルー 関査範囲 埋設ルー	トーその他(CONE			}
	1 1)	項 目 鉄筋	配管 その他	(}
	(3)₹	調査範囲 施工部分 現設との取合い	-	 /			,
	1)	項 目 ○接続箇所 調査範囲 ○施工部分	増設箇所 その他(その他(}
2. 施工前の測定等	改信 こと。	8工事にあたっては、工事値	範囲の既設機器の動	作確 認及び絶縁	录測定等を着	工前に行い、豊	監督員に報告する
3. 耐震施工	(1)型 (2)面	限定される地震に対応する 対震計算書を監督員に提出	ものとする。 するものとする。				
4. 耐震基準	(1)通	6用 対震措置の計算及び施工方 庁営繕部監修)及び「建築」	法は、最新版の「官」	庁施設の総合i	付震計画基準。 ラガナ人を終	及び同解説」	(建設大臣官房 - トス
	(2) 機 た	段計用水平地震力 機器の重量に、設計用水平 はお、特配なき場合、設計 設計用標準水平震度(Ks)	震度を乗じたものと	する。) BOAT (ESC.)	91 20171 <u>m</u> 1997 11	-0.0
		RATHMA 学小十层及(N.S)			耐震安全的	性の分類	
		設置場所	機器種別	特定	の施設	一般 6	D施 股
				重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
	ll	上層階、屋上及び塔屋	機器	2. 0	1. 5	1. 5	1. 0
			防振支持の機器	2. 0	2. 0	2. 0	1, 5
				2.0			
			水槽類	2. 0	1.5	1.5	1. 0
		中間階	機器	1. 5	1.0	1.0	0. 6
			防振支持の機器	1. 5	1.5	1.5	1. 0
			水槽類	1. 5	1.0	1.0	0. 6
		1 階及び地下階	機器	1. 0	0.6	0.6	0.4
			防振支持の機器	1. 0	1. 0	1.0	0. 6
			水槽類	1. 5	1.0	1.0	0. 6
	וו		ATTE AR	•			0.0
5. はつり		で開け及び補修 な 背はつり及び補修 な		場所及び口径 り深さは別区)	
6. あと施エアンカー	性能發	非認試験及び施工確認試験	行う 〇行	わない			
7. 基礎の配線ビット		間に配線ビットを設ける場			ブルの曲げ半に	深 各勤 恒工	対策の
7. 型 NE 0 JHL NR L ツ ド	事故問	の対応、排水等に配慮す	5.	N DX 9 W 7	フルの)mi / 干1	生、未以、何/	○自政府 U/1F未ほ。
8 配管 配線の	建物引	込部の配管の耐震処置 エキスパンションジョイ	N. L MI ON THE OF THE OF	加雷 行	3 8 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	ない	
耐震処置	l			,		au.	
9. 最上階の埋込配管	最上	上階のコンクリート屋根ス	ラブへの埋込配管は.	. 原則として1	うわない。		
10. 露出配管	(2)別 (3)型 バー (4)消	(1) 雨線外など水気のある場所に施設する場合は、U字配管を行わない。 (2) 開稿点は、私じ込み形を使用する。 (3) 望蔵配管へ力が毎別に触れるおそれのある部分 (2 m以下) の配管には、突起のない支持金物又は保護カ バーを使用する。 (4) 通節部グに採配管を避け、天井配管の場合は原則2,1 m以上とする。					
11. 合成樹脂管	(5)%	監督員の指示がある場合は、	、上記に係わらすそ ッシングを取り付け	の指示に従っ。 る。			
	l					64 	
12. 金属製電線管等の塗装	3) (3) (4) (2)	(1)露胚度、露出ボックス、鋼製ブルボックス等のうち下窓の部分には、塗装を施す。 1) 原外、屋内(電気室、機能室、EPS、月金足、高下)、その地は実態度と必要な箇所。 2) 原面に特定対き場合は、溶胀車部シット鋼材製のボール及びアームは塗装となくてもよい。ただし、図面に特定がよき場合は、溶胀車部シット鋼材製のボール及びアームは塗装となくてもよい。ただし、図面に指示があるも多さは外形なフェンクリート埋込みの金属製位屋ボックスの内面には絶縁性防錆塗料を充分・2番である。 (2) 企業するの金属配割には鍋止め金装を施下った。 (2) 塗装はエッチングライマー1種の生態製造の方と、窓質員の指定する色にて調合ペイント2回塗りとする。ただし、前定場所及びその他継線整位上、必要な箇所の製出ブルボックスは指定色焼付塗装とする。					
13. 屋外ボックスへの配 管接続	屋が法とす	・ 関する。					
14. 予備配管等	(1)#	■込刑分雷線からの立上リ	予備配告け 予備回	路が4回路以	EI (PF2	2)を1本 9	
· / mas 0 7/	F 2	22)を2本施工する 22)を2本施工する (ラブ天井の場合は、天井 にた、二重天井の場合は、 57犯主装置、自動火災報知	又は梁下200mmま 天井まで立上げ、位は	で立上げ、位間	置ポックスを 取付ける	取付ける。	
	l						
15. 導入線	通網	腺を行わない配管及び配線 しする。ただし、長さ1mi	引抜き後に空となっ	た配管には、さ	導入線(φ 1 .	. 2 mm 以上 <i>の</i> 樹	脂被覆鉄線等)
16. 予備スリーブ		、9つ。たたし、長さⅠm ・ ドに配管・配線スペースが ら、防火区画貫通スリーブ)					
17. ポックス類		S、防火区画員選スリーノ ∐ボックス及びジョイント:					
18. 軽量間仕切のポック	軽量	≣間仕切に位置 ボックスを	固定する場合は、ボ	ルト等により	堅固に固定す	る。	
ス	l	を を の に が の に 製作され					制作回えせい土
19. ブルポックス	(2)馬	こと。 B外形ブルボックスと露出i	配管等の接続部は、	カップリング	容接等による。	. ただし. 既ま	₹ブルボックスに
	(3)居	まする場合は防水パテ等で MM ボックスはボッ	ン・・, ノンを (Tつ。 クス内に 支持 ポルト	が突出しない	青造とし、取1	付部にはコーニ	テングを行う。
20 ポルト・ナット類	屋外	トに使用する支持金物及び ウステンレス 溶融亜	ポルト、ナット類で! 鉛メッキ仕上げ	特記のないもの	D		
21. 環境に配慮した電線 類の採用	l	k、ケーブル及び通信線は		ル) ケーブル	を使用するこ	٤.	
	i						

22. ケーブル及び配線	(1) 表示 一部所で、ケーブル等に行き先等表示札(ケーブル種別及びサイズ、行き先、施工年、用途、施工名等を表示。)を取り付ける。 ① ケーブルがスラブを貫通する動分 ② ケーブルがスラブを貫通する動分 ② ケーブルがスラブを貫通する動分 ② ケーブルがスラブを貫通する動分 ③ 変電所内のケーブル引出し動分 ④ 壁内のが動配線制込みが動かと ⑤ ブルゲックス内 回線動分は、3 0 mごと ③ オケックス内 回線動分は、5 0 mごと ③ オケックス内 回線動分は、5 0 mごと ② オケックス内 回線動分は、5 0 mごと ② オケックス内 回線動分は、5 0 mごと ② オケックス内 回線動分と 0 million が
23. 高圧ケーブル端末処理	2 箇所 4 箇所 () 箇所 () 箇所 () 商所 () 高正ケーブルの端末処理 節、直線接続部等に処理者銘板(屋内外共で、線名、作業日、氏名等を表示。): 取り付ける。
理 24. 配線器具の設置	報が110 %。 (1) 特殊コンセントはブラグ付とする。 (2) 電源の種類により色を区別する。 (3) 近来程の他類により色を区別する。 (3) 近来程の他日戸部行に設定するスイッチ・コンセントは原則として表示付とし、特記なきスイッチはフィドスイッチとび返っするスイッチ・コンセントは原則として表示付とし、特記なきスイッチは「人に入職機関を取り付ける場所が全属の場合は、触縁体を使用する。 (5) ブレートは、原図に特記なき場合、新金属製とする。 (6) ガバープレートは、原則と「不動産製とする」。 なお、器具を実養しない役置ボックスには用途表示をすること。 (7) フロアプレートは、水平原在課整型(空転加レリング付)とする。
25. 照明器具の設置	(1) コードベンダン、以外の飲電灯及び水気のある場所の勝具は接地する。なお、金属配管の場合は、配管: 展開してもよい(乾燥した場所のコッケ)・貯器具(27 W以下)を終え)。 海間してもよい(乾燥した場所のコッケ)・砂器具(27 W以下)を終え)。 の総裁理機(2000年の100年の100年の100年の100年の100年の100年の100年
26. 照明改修の際の測定	対象室の改修前後の照度及び回路電流値の測定を次のとおり行うこと。 測定箇所 () 測定回数 () 回
27. 照明制御装置の設置	照明器具の人感センサ制御を行う部屋には、注意ブレートを設置する。
28. 換気扇	手や物が届く箇所やカーテン等が付く箇所には、格子ガードを付けること。 また、金属製パネルに設置する場合は、絶縁 枠等を使用する。
29. 分電盤、制御盤、キューピクル等	(1) 図画ホルダー内には、完成収及び回路の行きを折わから回事を構える。 また、野豚や産生、制御参客を改造した場合は、回事を停するものとする。 (2) 屋外キャビネットで需当財産をボックスに機能する場合は、カップリングを溶接等行い接続部から雨水・ が浸入しない方法とする。ただし、既設ポックスに機能する場合はロックナットとボックスの間にゴムバ・ キン等を取付け、接続部からの雨水等が浸入しないようにする。
30. 受変電設備、発電設 備の設置場所	(1)保守点核、防火上有効な空間、維持管理の空間を考慮する。 (2)屋内に設置する場合は、尿の強度計算器、競気計算器を監督員に提出する。 (3)屋外に設置する場合は、機器及び基礎の質量を求め、地盤の計容地附力を確認し、結果を監督員に 提出する。 なお、地盤の改を行う場合は、工法について監督員と協議する。 (4)基礎の高さは開展の状況を考慮する。 (5)電気室には水管、蒸気電、ガス管、ダクト等を通過させない。
31. 発電設備の燃料配管	(1) フレキシブルジョイント取付位置は、施工前に所轄の消防署と十分に打合せを行う。 (2) 配管の接続は、機器の取外し又は保守直検を考慮し施工する。
32. 非常放送設備のスピ 一カ設置	(1)放送区域の各部からスピーカまでの水平距離は10m以内とする。 (2)開放制にスピーカを設置する場合は、単直距離1元以内とする。 (3)増縮制かるスピーカまでの距散の貨券電話の配線は、各系統ごとに独立させ、共直線方式は用いない。
33. 電波関係の計算及び 測定	(1)計算者の提出 電影経典測定機果による計算書を提出 電影経典測定機果による計算書を提出 注工前 (2)測定の運転 1)項目 (2)測定の運転 (2)測定時期 ・ 短記前 ・ 躯正前 ・ 躯正前 ・ 躯体上がり時 ・ 施工後 ・ 3 報告提出部数 ・ 2 部 ・ (2) 部 ・ (3) 2 部 ・ (4) 2 部 ・ (5) 2 部 ・ (6) 2 部 ・ (7) 2 部 ・ (8
34. 土工事	(1) 埋戻しの材料及び工法 ・・程 (名材:根切り土の中の良質土 / 工法:機器による締間め) たたし、配管間りの埋戻し材料は山砂とする。 (2) 特記なき地中理設配等の戻さは、GL - G0 0 m以上とする。 (3) 根切りを開致、マンホー、ハンドホール。屋外受変電設備及び自家発電装置の基礎等は総据り、埋、管路等は布銀り、外灯基礎、電社等はつ行振りとする。
35. ハンドホール、マン ホール	1) 地中 練踏及びハンドホール等流下が考慮される場合は、沈下対策を施す。 2) 地部 山村 は 接発 無手施行合館38 余の短親応力度 よする。 3) 衛空級は、設理場所にはした撮影線をよする。 3) 高さ900 mmを提えるものにあっては、タラップ付とする。 なお、タラップの取付はる50 mm間周周以及とし、原則として接地を施すこと。
36. 地中配線路の表示核	下記の箇所に、地中配線路の表示杭を設置する。 ① 建 物への引込口及び送出口付近 ② マンホール・ハントボール付近 ③ 地中線部の曲折画所 ④ 道路報酬所 ⑤ 直線制分では30m程度に1個

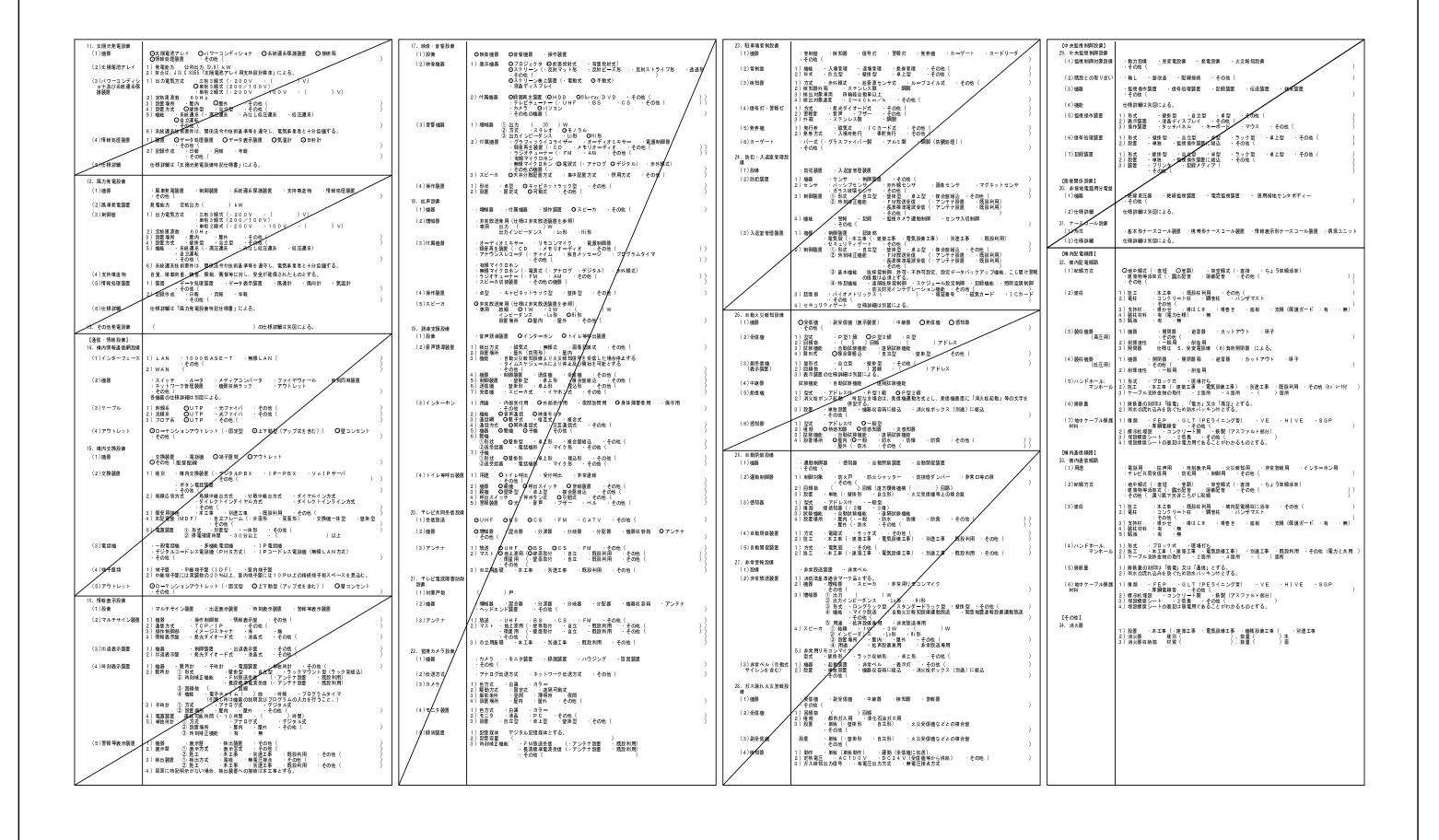
なお、詳細については、	資用する。また、特記事項において選択する事項は、●印のついたものを適用する。 図面による。
項目	特 記 事 項
【電力股備】 1. 電灯股備	
(1)既設等との取り合	無し 盤改造 配線接続 電源供給 その他(
(2)機器類	・一般照明器具 照明制御装置 外灯(単独設置) コンセント等 分電盤、制御盤等
	・その他(
(3)一般照明器具	1)形式 公共型 一般型 2)灯具 Hf蛍光灯 LED灯 HID灯 その他(
	3)用途 屋内用 屋外用 防災用 4)環境 普通地域 塩害地域
	5) 照明器具は、認証書又は認定書、試験成績書を提出すること。 6) 蛍光灯の点灯音にグローランプを使用するこのは、電子点が音に交換するものとする。 7) HIDランプを使用する下面開放影器具及びランプの破損による飛鞍により怪我をする恐れのある場合
	飛散防止を施したランプとする。
(4)照明制御装置	1)センサ類 明るさセンサ 人感センサ タイマ 調光スイッチ その他 (Sherry Survey O) C T T #1/47
	2) 調光方式 連続調光 段階調光 ON/OFF制御 その他(
(5)外灯(単独設置)	1)照明用ポール ①材質 アルミニウム製 鋼製 溶融亜鉛メッキ その他(
	②配線用遮断器又はカットアウトスイッチ内蔵型とする。 2)基礎 本工事 別途工事 既設利用 その他(
	・その他(
	5)竜源 岡用竜源(60m2)(・200~ 100~) 単袖電源(太陽電池式 - 風車式)
	(点灯時間()時間、不日照保証日数()日) ・その他(
	6)制御 È Ë ズイッチ タイマ その他(7)接地 単独接地(本工事 別途工事 既設利用) 共用 その他(
(6)コンセント等	- 一般型 ・防水型 ・ハイテンションアウトレット(・固定型 上下動型(アップ式を含む)
(7)分電盤、制御盤等	1)銘板には、公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)に定める事項に加えて、施工年月、受注者名、 施工者名を記載する。
	施工者会を記載する。 ・ 国産事が、
	4)接地用端子女は接地線用鯯 帶は直線 のしやすい場所に設ける。 5) 絶線抵抗,測定用接地端子は盤内の作業のしやすい場所に設ける。 6) 配線用進 附器 の定格 電流は、予備を含めた負荷 電流以上とし、定格 遮断容量は、系統に流れる短絡電流
	6) 町森州延町番の定倍 电視は、予備を含めた真何 电視以上とし、定倍延町谷里は、未続に視れる短桁电視 値以上とする。
 動力設備 (1)既設との取り合い 	・無し ・盤改造 〇配線接続 ・その他(
(1) 成設との取り合い (2) 機器類	無し 盛改道 O配象接続 その他(〇分電盤、制御盤等 その他(
(3)負荷設備	・ 総水 ・ 排水 消火 ・ 空調 ・ 換気 ・ 排煙 ○ コンセント
(4)負荷設備への接続(5)電動機等の接地	図面に特記明示がない場合、負荷設備への接続は本工事とする。 〇専用接地 ・金属管接地 (7.5 kW以下)
(6)電動機等の力率の	本工事に含む制御盤には各負荷に力率改善コンデンサを取り付ける。
香奶	
(7)保護継電器	過負荷、欠相、逆相継電器は熱動式とする。
(8)分電盤、制御盤等	1)銘板には、公共珍奈工事標準仕様書(電気設備工事編)に定める事項に加えて、施工年月、受注者名、施工者名を記載する。 施工者名を記載する。 2)図面ホルサーは、44サイズ以上(キャピネットのサイズ等により取付けできない場合を除く。)とす。
	3)表示ランプ等がある場合は、ランプテストボタンを取付ける。 4)接換用端子又は接換線用銀帯は占緯のしやすい場所に設ける。
	5)絶縁抵抗測定用接地端子は盤内の作業のしやすい場所に設ける。 6)配線用遮断器の定格電流は、予備を含めた負荷電流以上とし、定格遮断容量は、系統に流れる短絡電流
	値以上とする。 7)電流計は赤指針付(定格電流指示)とする。
 3. 雷保護設備 (1)避雷針 	1) 受雷部 突針 棟上導体 笠木等の別途施工物
	2)避雷導線 引下げ導線 建築構造体利用 3)接地極 接地極埋設 建築構造体利用 測定用補助接地極
	4)接地抵抗の測定 ① 測定方法 電位差計方式 電圧降下法 ② 測定回数 3回 ()回
	2 測定回数 3回 ()回 5)接地機埋設課を設置する。
(2)雷サージ保護	1)耐雷トランス ・設置(・単相用 ・動カ用) ・設置しない 2)SPD ・低圧用(・クラス! クラス!I ・ 通信用(・カテゴリC2 ・カテゴリD1
	3)低圧用SPDグラス!の性能 別図による 4)通信用SPDカテゴリD1の性能 別図による
(3)電源回路の保護	1)低圧用SPDに使用する配線用遮断器は警報接点付とする。
	2)主幹機器の2次側に設ける場合の配線用遮断器は、定格遮断容量5kA以上とする。
(4)通信回線の保護	電話回線、制御回線などの通信回線に侵入するおそれがある場所は、雷サージから機器を保護するため 通信用SPDを設置する。
 接地設備 (1)接地工事 	1) 種別 · A種 · B種 · C種 ⊙ D種
	2)施工
(2)接地抵抗の測定	1) 測定方法 ○電位差計方式 電圧降下法 2) 測定回数 ○3回 ()回
(3)接地極埋設標	接地には接地極埋設標を施工し、接地極の位置がわかるようにする。
【受変電設備】	
5. 受変電設備	高圧以外の受変電設備については、本項によらず別図による。
(1)既設との取り合い	無し 改造(機器取替、追加等を含む) 増設 配線接続 その他(
(2)機器類	
	直列リアクトル 配線用遮断器 電磁接触器 その他(
(3)盤類	1) 形式 キュービクル式配電盤 (JIS C 4820) - 高圧スイッチギア (JEN 1425) (・C X ・C W ・P W ・M W) - 関放形配電盤 ・その他(
	2.)中通路 有 無
(4) 充落古 新四	
(4)交流遮断器	真空道 断器 (VCB) ① 操作方式 ・手動ばね操作 ・電磁操作 ・電磁操作 ② 引外し方式 ・電流引外し ・コンデンサ引外し ・ 直流電圧引外し

(5)断路器	1)形式 3極単投 単極単投 (避雷器用に限る) 2)操作方式 遠方手動操作 フック棒操作(避雷器用に限る)
(6)負荷開閉器	1)形式 配電盤用 引込柱用 地中引込用
	3 引外し装置 ストライカ引外し 電圧引外し 無
	3) 引込柱用 ① 本体及心勢同相の材質 ステンレス製 前駅 20 (発送室) 通電流高勢 リップ付比勢力向機 電路とし、制卵電源用変圧器内蔵とする 3 選音器 内蔵 無 4) 地中引込用 保護接近に 通電流高勢 リップ付 地格力向機 電器とし、制卵電源用変圧器内蔵とする
(7)変圧器	1)形式 油入 モールド 2)設置方式
	3) ダイヤル温度計 - 有(・最大値指針 有 ・最大値指針 無) ・無 油入 5 0 0 k V A以上、モールド 1 5 0 k V A以上の場合は必須とする
(8)進相コンデンサ	1) 絶縁方式
(9)直列リアクトル (進相コンデンサ用)	1)終録方式 ・ 油入 ・モールド 2)容量 ・ 6% ・ 1 3 % 3)その他 内部異常を検知して動作する警報接点を設けること
(10) 設備 不平衡 (11) キュービクル等	高圧受電の三相3線式における不平衡の制限は、設備不平衡率が30%以下となるようにする。 1)銘板には、公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)に定める事項に加えて、施工年月、受注者名、
	施工者をを記載する。 2) 図面市ルダーは、A4サイズ以上(キャビネットのサイズ等により取付けできない場合を除く。)とする。 3) 表示ランブ等がある場合は、ランブテストボタンを取付ける。 4) 接触用端子以连地線用端帯は点のしやすい場所に設ける。 5) 総線接ば高速圧縮性地等では強力に強力に関ける。
(12)基礎	〇本工事(21N/mn2) 18N/mn2) 別途工事 既設利用 その他(1)施工 本工事 別途工事 既設利用 その他(
(13)配線ビット及び蓋 (14)設置場所	1) 施工 ホエ事 別途工事 既設利用 その他 (2) ビット蓋の加工が必要な場合は、本工事にで行うこと。 屋内 ②屋外 ② 地上 屋上)
(14) 設直場所	屋内 〇 座外 (〇 地上 座上)
6. 直流電源設備	
(1)用途 (2)容量	非常用照明器具電源 ・受電変設備制御電源 その他() () k V A
(3)整流装置	1) 出力電圧 直流(・1 2 V ・2 4 V ・4 8 V () V) 2) 整流装置は、蓄電池を充電するための電流並びに監視及び制御等で消費される電流を考慮して選定する。
(4)蓄電池	1)種類 ・鉛蓄電池(・HS MSE ・長寿命形MSE) ・アルカリ蓄電池(・AH ・AMH)
	· その他(
 7. 交流無停電電源設備 (1)用途 	(
(2)容量 (3)給電方式	() k V A ・
(4)整流装置等	· その他(
(4)整流装置等 (5)蓄電池	整流装置、インバーター装置は、接続する負荷の特性を配慮し選定する。 1) 種類 ・鉛 蓄電池 (・HS ・MSE 長寿命於MSE)・アルカリ蓄電池 (・AH ・AMH)
	・ アルカノ音电池 ・ A
(6)性能	停電補償時間 ()
8. 電力平準化用蓄電設備 (1)用途	(
(2)機能 (3)蓄電池	ビークシフト機能 ビークカット機能 商用停電時のバックアップ機能 1)種類 リチウムニ次電池 鉛蓄電池 ニッケル水素蓄電池
	2 容量
	5) 放電時間 (
(4)性能	1) 交流入出力電気方式 · 三相 3線式 (· 200 V · () V) · 単相 3線式 (· 200 V · () V) · 単相 2線式 (· 200 V · · 100 V · () V)
	2)自立運転 する しない 3)系統連系 する しない
(5)計測表示 (6)状態・警報表示	連方監視用接点 設けない 設ける(詳細は別図による) 移戦用の連方監視用接点の搭載を必須とする。
9. 分散電源	
ェネルキ゜-マネシ゜パントシステム 【発電設備】	仕様詳細は別図による。
10. 燃料式発電設備 (1)用途	1)用途 ·防災電源専用(防災認定品) ·防災電源兼用(防災認定品) ·一般用
(2)設置場所	2)区分 常用 非常用 屋内 屋外(普通地域 塩害地域)
(3)機器	発電装置 燃料槽 給油ボックス 燃料移送ポンプ その他()
(4)発電装置	1) 種類 ・ ディーゼル発電装置 ・ ガスエンジン発電装置 ・ ガスタービン発電装置 2) 形式 ・ 所易形 は ナープン式 ・ ホェービクルズ (8 5 dk (4) / ln ・ 7 5 dk (4) / ln) 3) 始熱時間 (停電検出後) ・ ア 5 dk (4) / ln)
	4)連続運転時間 2時間以上 10時間以上 24時間以上 72時間以上 72時間以上 50億 () 5)発電機 ①電気方式 三相3線式 (・6.6kV 200V () V)
	- 単相の線式(200/100V) - 単相2線式(-200V - 100V - ()V) ② 定格周波数 60Hz
	┃ ③ 定格出力 (
(5)燃料	1)種類 軽油 灯油 A重油 その他(
(6)燃料槽	1) 形式及び容量 パッケージ搭載タンク () リットル
	3) 主燃料槽
	① 診匿場所 屋内 屋外(地上) 地下埋設(・タンク室内埋設 直埋設) ② 形式 一重数タンク 一重数タンク ・
/_>	③ 放直工事 - 本工事 別途工事 その他 (④ タンク室工事 - 本工事 別途工事 - 既設利用 その他 (
(7)給油ポックス	1) 材質 ステンレス製 鋼製 その他(2) 油質指示計 有 無
(8)燃料移送ポンプ	1) 電動ポンプ - 歯車ポンプ - 油中ポンプ 2 事動ポンプ - 1
(9)基礎	本工事 (2 1 N/mn2

電気設備工事特記仕様書(2)

製図

2017.3.



製図 図 名

2017.3.

電気設備工事特記仕様書(3)

縮尺 N•S

霞ヶ浦地区霞西一号桟橋 陸上電力供給設備設置工事(その2)

分 類	資 機 材 名	適用範囲	規格・メーカー等
電線	電線、ケーブル類 (エコ電線・ケーブルを を優先使用)	一般配線工事に使用する もので、エコ電線・ケー ブルのあるもの	・ J I S規格適合品 ・(一社)日本電線工業会規格(J C S規格)適合品
		上記以外の一般配線工事 に使用するもの	· J I S規格適合品
	耐火、耐熱電線	耐火・耐熱性を必要とす る場所に使用するもの	登録認定機関((一社)電線総合技術センター)または 認定機関((一社)日本電線工業会 (耐火・耐熱電線認 委員会))により認定または評定されたもの (一社)日本電線工業会により自主認定 (評定) された
	圧着端子 裸圧着スリーブ	一般配線工事に使用する もの	·JIS規格適合品
電線保護物類	金属管、VE、PF、H IVE、FEP、CD、 合成樹脂製可とう管、可 とう電線管、フロアダク ト、各付属品	- 般配線工事に使用する もの	- JIS規格適合品 - JIS規格適合品 - JIS規格のない物にあっては、電気用品の技術上の 定める省令の適合品
配線器具	コンセント、スイッチ	一般配線工事に使用する もの	・ JIS規格適合品 ・ JIS規格のない物にあっては、電気用品の技術上の 定める省令の適合品
照明器具	蛍光灯器具 (省エネ型を優先使用)		・ JIS規格適合品 ・ (一社)日本照明工業会規格(JIL規格)適合品 ※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
	LED照明器具		JIS規格適合品 (一社)日本照明工業会規格(JIL規格)適合品 ※一般屋内用については、 メーカーは「設備機材等評価名簿」による
	非常用照明器具		指定認定機関による型式適合認定または型式部材等製 認証を受けたもの (一社)日本照明工業会の自主評定を受け、JIL55 適合マークが貼付されたもの
	誘導灯		・登録認定機関((一社)日本電気協会(JEA誘導灯認 会))の認定を受け、認定証票が貼付されたもの
	その他の照明器具		· J I S規格適合品 · (一社)日本照明工業会規格 (J I L 規格)適合品
	安定器	高周波点灯専用形蛍光灯 電子安定器	・ JIS規格適合品 ※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
		电子女 足器 上記以外のもの	- ソ I S規格適合品 ・ (一社)日本照明工業会規格 (JEL規格) 適合品
照明制御装置	センサ、照明制御部等		・(一社)日本照明工業会規格(JEL規格)適合品 ※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
インパータ装置	可変速運転 用インパータ	可変速電動機用	※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
換気扇	窓用換気扇		·JIS規格適合品
雷保護装置	避雷針設備 (突針、支持 管、引下げ 導線、試験 用		·JIS規格適合品
	接続端子箱、他)		
サージ保護 デバイス	アレスタ(避雷器)	低圧用SPD	・JIS規格適合品 ※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
盤類	分電幣、実験幣	通信用SPD	·JIS規格適合品
並 和			・JIS規格適合品 ※メーカーは「股債機材等評価名簿」による
	制御盤		・(一社)日本配電制御システム工業会規格(JSIA規格) ※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
	消防防災 用制御盤	消防用加圧送水装置、不 活性ガス消炎、股機及びに ロゲン化物が、火災機構 用する。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	 登録認定機関((一財)日本消防設備安全センター(消 設備等認定委員会))の認定を受け、認定証票が貼付さ もの
		不活性ガス消火股備等の 操作箱、新ガス系消火股 備接制御盤、非常通報装 置等の消防防災用股構機 器の性能評定対象品目	・(一財)日本消防設備安全センターの性能評定を受け、 評定証素が貼付されたもの
	キューピクル式配電盤		・JIS規格適合品 ※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
	高圧スイッチギヤ		(一社)日本電機工業会規格(JEM規格)適合品 ※CW形、PW形については、 メーカーは「設備機材等評価名簿」による
高圧機器	高圧限流ヒューズ、高圧 負荷開閉器、高圧避雷器		・ JIS規格適合品 ・(一社)電気学会電気規格調査会規格 (JEC規格)適 ※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
	断路器		・ J I S規格適合品 ・(一社)電気学会電気規格調査会規格(JE C規格)適
遮断器	高圧交流遮 断器		・ J I S 規格適合品 ・(一社) 電気学会電気規格調査会規格 (JE C 規格) 適 ※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
	配線用遮断器、漏電遮断器		·JIS規格適合品
変圧器	高圧変圧器	特定機器	・ J I S規格 又は(一社)日本電機工業会規格(J E M 規 適合品のトップランナー変圧器 ※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
		特定機器以外の変圧器	·(一社)電気学会電気規格調査会規格 (JEC規格)適
コンデンサ	高圧進相 コンデンサ	直列リアクトルを含む	JIS規格適合品 ※コンデンサのメーカーは「設備機材等評価名簿」によ
	低圧進相 コンデンサ	直列リアクトルを含む	·JIS規格適合品
計器 用変成器	計器 用変圧器、計器用変 流器		・ J I S規格適合品 ・(一社)電気学会電気規格調査会規格 (JE C規格)適
計器	電圧計、電流計、周波数 計、力率計、電力計、電 力量計 (無検定、検定付		·JIS規格適合品

分 類	資 機 材 名	適用範囲	規格 メーカー等
継電器	保護維電器		・ JIS規格適合品 ・(一社)電気学会電気規格調査会規格(JEC規格)適合品
絶縁 監視 装置	絶縁 監視装置	高圧回路用、低圧回路用	※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
直流電源装置	善電池	消防用設備以外に使用す るもの	・JIS規格適合品 ※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
	整流装置	防災電源用以外に使用す るもの	·JIS規格適合品
	防災電源用	消防用非常電源、非常灯 等用予備電源	登録認定機関((一社)日本電気協会(JEA蓄電池設備認 委員会))の認定をうけ、認定証票が貼付されたもの
交流無序電 電源装置	交流無停電電源装置 (UPS)		・ JIS規格適合品 (一社)電気学会電気規格関査会規格(JEC規格)適合品 ※定格出力300kVA以下のものについては、 メーカーは「設備機材等評価名簿」による
発 電設備	ディーゼル発電装置	防災電源用以外に使用す るもの	・発電機及び原動機(ディーゼル機関)はJIS規格又は (一社)日本電機工業会規格(JEM規格)適合品
	ガスターピン発電装置	防災電源用以外に使用す るもの	・発電機及び原動機(ガス機関)はJIS規格又は(一社)日 電機工業会規格(JEM規格)適合品
	防災電源用	消防用非常電源、非常灯 等用予備電源	・登録認定機関((一社)日本内燃力発電設備協会)の認定を 受け、認定証票(長時間形)が貼付されたもの
太陽光発電装置	パワーコンディショナ	出力10kW未満のもの (系統連系保護機能を有 するものを含む)	JIS規格適合品
		出力10kW以上のもの (系統連系保護機能を有 するものを含む)	・JIS規格適合品 ※メーカーは「設備機材等評価事業名簿」による
	太陽電池アレイ (太陽電 池モジュール及びアレイ 接続箱)		JIS規格適合品で高効率型のもの
	架台		太陽電池アレイの製造者が推奨するもの 太陽電池アレイの製造者が同等と認めたもの 上記と同等であると認められるもの
構内交換装置	交換機、局線中維台、電 源装置、電話機		・登録認定機関(((一財)電気通信端末機器審査協会(JATE) 等)の技術基準適合認定を受け、適合表示が貼付されたも
拡声装置	非常用放送股備	非常用放送設備として使 用するもの	・登録認定機関(日本消防検定協会)の認定を受け、認定証 が貼付されたもの
テレビ共同 受信装置	アンテナ、ブースター、 混合器、分波器、分岐器 、分配器、テレビ端子、 他	右記の認定品のあるもの	・便良性を製品(B L 制品)の認定を受けたもので、B L マ ク証析が場付されたもの又は当該品かるをと証明できるを N H K A に の X は 当該品が あると 証明できるを が もので、証明するマーク が M けったもの 又は当該品で ると証明であるもの 、J E I T x チンジタルイ ビジョン受信マーク 登録品の認定 受けたもので、 D H マーク で M けった の 又は当該品で、 ると証明できるもの と 上記と同等であると認められるもの
監視カメラ装置	カメラ、モニタ、録画装 置、他		※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
自動火災報知 装置	感知器、発信機、中継器 、 受信機、漏電火災警報 器		登録検定機関(日本消防検定協会)の検定を受け、検定合証票が貼付されたもの
中央監視制御 設備	中央監視制御装置		※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
マンホール ハンドホール	蓋	鋳鉄製	※メーカーは「設備機材等評価名簿(機械設備機材評価名簿 鋳鉄製ふた)」による
	桝	レディミクストコンクリ ート、セメント	·JIS規格適合品
電柱	コンクリート柱		·JIS規格適合品

名 称	完成書 類	剖
完成図(原図サイズ)	竣工図(製本)	1
	施工図(製本)	1
完成図(原図サイズA4折り)	ファイル綴	1
完成図(A3版縮小二つ折り)	竣工図(製本)	2
	施工図(製本)	2
機器 完全回 ・	ファイル機	1
保全に関する資料 ・ の開かえテム図 ・ システム系を図 ・ システム系を図 ・ 支 機形 地震 ・	ファイル機	-
工事に関する書籍 工事内外子製造書の写し 施工計画書 施工表別画書 加工表別画書 加工表別画書 加工表別画書 加工表別 「特出ガス列東空建 遊機械使 用報告書 工事主政報告書 工事事政報告書 空全管理制書 企業 空空管理制 信書 「工事事政報告書 「世界材料記書」 「世界技術技術技術書 「世界技術技術技術」 「世界技術技術技術技術技術技術技術技術技術技術技術技術技術技術技術技術技術技術技術	ファイル綴	-
官公庁手続き書類 ・官公庁手続き書類一覧表 ・官公庁手続き書類(本冊)	ファイル綴	
		3
電子納品	I	

	名 称	側点	取付高さ(mm)	備考
電力	接地端子盤	床上~下端		
	取引用計器	地上~窓中心	1,800~2,000	
	引込開閉器	床上~中心	1.800~2.000	
電灯	分電盤	床上~中心	1,500	上端1.900mm
	スイッチ	床上~中心	1,300	O 1.000mm
	コンセント (一般)	床上~中心	300	O 4 0 0 mm
	コンセント(和室)	床上~中心	200	
	コンセント(台上)	床上~中心	150	
	コンセント (WP)	床上~中心	1,000	
	コンセント(地下)	床上~中心	1,000	
	コンセント(土間)	床上~中心	500	
	ブラケット (一般)	床上~中心	2.100~2.300	
	ブラケット(鏡上)	鏡上端~中心	150	
	ブラケット(処理場)	床上~中心	2,500	
動力	壁掛 型制御盤	床上~中心	1,500	上端1.900mm
	手元開閉器	床上~中心	1,500	
	操作スイッチ	床上~中心	1,300	
電話	端子盤	床上~下端	300	
	保安器盤	床上~中心	2.000	
	壁位置ポックス	床上~中心	300	
	壁位置ポックス(和室)	床上~中心	200	
時計・拡声	壁掛型親時計	床上~中心	1,500	上端1.900mm
	子時計	床上~中心	2,300	
	壁掛 型スピーカ	床上~中心	2,300	2.500mm
	アッテネータ	床上~中心	1,300	
表示	表示器	床上~中心	2,300	
	壁付発信器	床上~中心	1,300	
	ベル・ブザー・チャイム	床上~中心	2,300	
インターホン	壁付インターホン	床上~中心	1,300	
	壁位置ポックス	床上~中心	300	
	壁位置ポックス(和室)	床上~中心	200	
	子機 (身障者用)	床上~中心	1, 100	
	呼出しポタン(身障者用)	床上~中心	800~950	便座先端から後方へ100〜20 2個目(高700mm、便座先端
	表示灯(身障者用)	床上~中心	1,800	
テレビ	機器収容箱	床上~中心	2,000	
	直列ユニット	床上~中心	300	
	直列ユニット(和室)	床上~中心	200	
火災報 知	受信機 副受信機	床上~中心	1,500	
	発信器	床上~中心	1,300	
	表示灯	床上~中心	1.800	
	ベル	床上~中心	2,300	

参考資料: 高齢者が居住する住宅の設計に係る指針(最終改正 平成21年国交省告示第906号) ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例 整備基準の解説等(平成25年4月 三重県)

設計図書に関する情報欄

縮尺

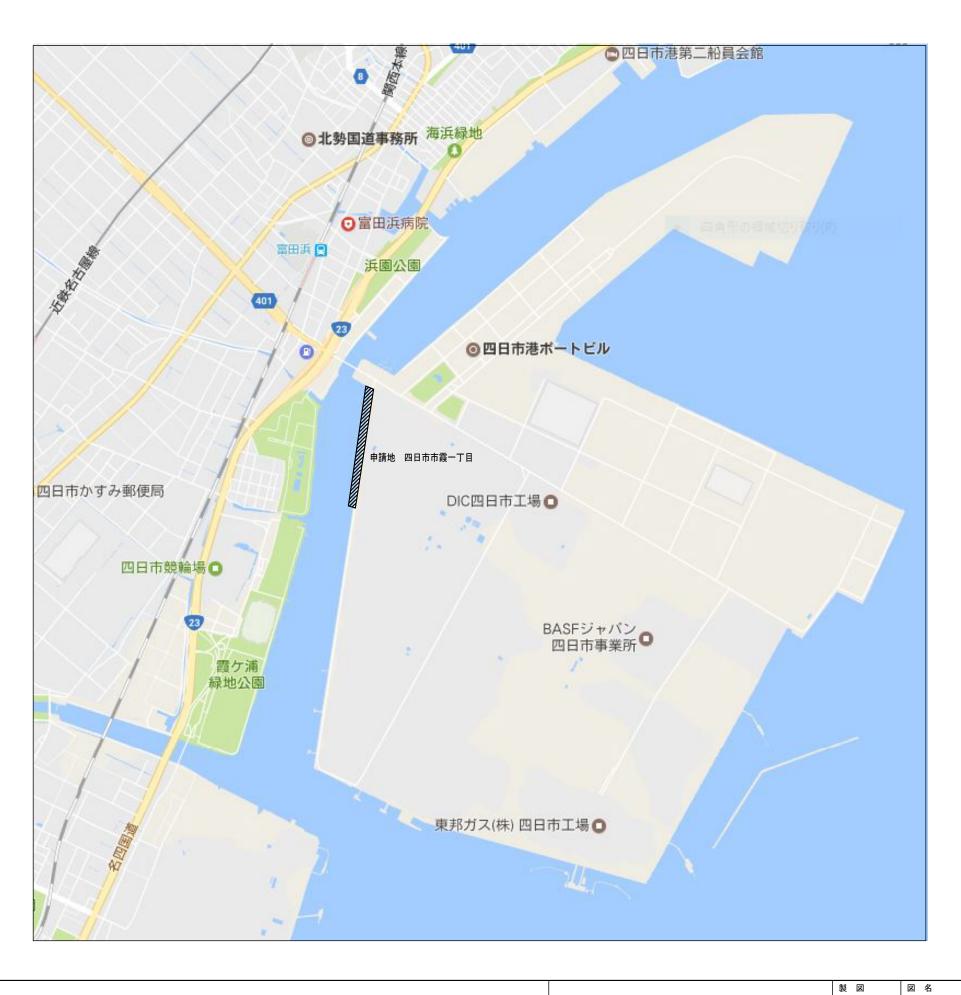
N•S

	建築士法宗20条第5項の規定に基づく表示 □ 建築設備の設計に関し、建築設備士に意見を聴いていない。 ■ 建築設備の設計に関し、建築設備士に意見を聴いた。					
l	【氏 名】	松島 功				
l	【資格】	建築設備士				
l	【勤務先】	(有) 三起エンジニアリング				
l	【登録番号】	第12D2-7019MZ				
I	【意見を聞いた設計図書(図面番号)】	E-01~E-10				
l						

製 図

2017.3.

電気設備工事特記仕様書(4)



 有限 会社 三起 エンジニアリング
 製 図 図 名
 付近見取図
 N・S
 霞ヶ浦地区霞西一号桟橋 陸上電力供給設備設置工事(その2)

